

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中山町長 佐藤俊晴

市町村名 (市町村コード)	中山町 (06302)
地域名 (地域内農業集落名)	中山町全域 (向新田、達磨寺、新田町・広瀬団地、上・新・中町、柳町、元町、南小路、西町、梅ヶ枝町、西小路、北小路、桜町・いずみ・あおば、川端、下川、三軒屋、落合、文新田、旭町・中原団地、川久保、川向、金沢、岩谷、柳沢、土橋、岡、小塩)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・担い手の高齢化により、現在の耕作地も将来は耕作放棄となる可能性が懸念され、地域の農地耕作を継続できるよう、担い手確保や農業後継者を段階的に育成していくことが急務となっている。  
 ・近年の温暖化が原因と思われる気候変動により、これまで耕作適地とされていた作物においても、収量減少や品質低下が発生している。  
 ・豊田地区の中山間農地を中心に、農産物の鳥獣被害が見られるようになってきている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・将来的にも地域農業が発展できるよう、農業者のみならず関係者を含めた話し合いの場をつくっていくことが重要であり、水田に限らず農地が有効に活用されるよう、地域の全ての農業者が連携をより一層深め、貴重な地域農地の保全に努めていく。  
 ・水稲及び果樹(すもも、さくらんぼ等)を地域の中心作物としつつ、近年頻発する高温に対応できる作物の導入も検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	937 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	(協議中) ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	(協議中) ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺に存し、一体的に農業上の利用が行われている農地とする。ただし、耕作不便又は担い手不足等により現在又は今後において耕作が見込まれない農地については、保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構(農サポ山形)及び関連機関と連携し、担い手の経営意向も踏まえ農用地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・緊密に連携し、集約・集団化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・水田においては町内の一部を除き実施済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、担い手団体と連携し、後継者や新規参入者の確保・育成に努める。 ・新規就農者を広く確保するため、受入れ・営農支援組織の立ち上げを進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水田の防除について、航空防除協議会への委託を進める。 ・生産調整に係る耕作について、町内の大豆転作組合への委託集約を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 対策に効果があると見込まれる電気柵の設置促進や、狩猟免許取得者の増加を図り効果的な駆除を進めることで、被害の未然防止に努める。
- ⑤ 高温障害等、温暖化が原因と見込まれる生育不良や収量減少が多くなってきており、県等と連携しながら、対策技術の的確な実行や、必要な対策の周知を図っていく。
- ⑦ 離農者に係る情報収集に努めるとともに、その方の耕作する農地について次の農地耕作者を間を置かず確保することなどにより、耕作放棄地の発生を抑止することで農地の保全を図る。